



# 質疑応答

2017/7/9

一般社団法人 日本技術者教育認定機構 (JABEE)

www.jabee.org

# 「技術者像」および「学習・教育到達目標」 の呼称や表現方法について



### 【質問】

「技術者像」および「学習・教育到達目標」については、例えば「教育理念」や「教育目標」といった名称で公開・運用していても構わないでしょうか、アウトカムズ重視という姿勢を明確にする上でも、JABEEでは2012年度改訂より「学習・教育目標」から「学習・教育到達目標」と名称を改めています。受審校においても、「学習・教育目標」を「学習・教育到達目標」と名称を改めて公開・運用すべきでしょうか?「学習・教育到達目標」の記載は、学生が到達しているべき知識・能力ですが、「〇〇できる人材の育成」や「〇〇の教育」などといった教員側主体の表現となっていても問題ないでしょうか?

### 【回答】

- 「技術者像」、「学習・教育到達目標」の名称ではなく内容を問うています。
- 教育プログラムが定めているものから、「技術者像」や「学習・教育到達目標」に相当する内容が明確に読み取れれば(明確であると教育プログラムが説明可能であれば)、その表現方法は問いません。



# JABEE/非JABEE共通受講科目の成績提示方法に関して(審査の手引き4.9(3))

#### 【質問】

- ・学生の成績について、2017年度よりJABEEコースと非JABEEコースのどちらの学生の成績が示されても構わないと追加された理由をお教えください。逆に、共通に評価されていることを審査しなくてはならなくなり、煩雑になるのではと危惧します。
- ・プログラムがプログラム履修生に対して条件を別途指定してきた科目が在ることは十分に考えられる。また、この追加が周知されているとも思えない。この場合の統一的対応を実地審査前に今回回答していただくとともに、全審査チームに通知してほしい。

#### 【回答】

学生の成績を実地審査閲覧資料に含める理由は、学習・教育到達目標の達成に重要となる科目について、達成の評価方法や評価基準が妥当であると教育プログラムが主張していることを確認するためであり、特定の学生の到達度を点検するためではありません。したがって、当該科目の履修生の所属によらず同一の評価方法・評価基準で判定してれば、審査対象プログラム所属の学生に限って成績判定資料をまとめる必要はありません。

一方で、履修生の所属によって評価方法・評価基準が異なる場合(そのような場合には当然シラバス等に記載があるはず)には、審査対象プログラム所属学生または彼らと同一の評価方法・評価基準で判定されている学生に関する資料を点検する必要があります(教育プログラムはそのように整理の上、審査チームに開示するはずです)。



## 出席点の考え方について

#### 【質問】

「出席」点の考え方が変わったように感じました。

例えば「出席点20点」とあった場合、20点の評価内容を審査することになりますでしょうか?また、シラバス中に記載の「出席点」の評価内容、学習・教育到達目標との関連性を審査することになるのでしょうか?

e-learningでの対応で15回出席分と判断されるなどで確認すればよろしいでしょうか?

#### 【回答】

出席点の考え方は従来から何も変わっていません。当該科目に掲げられている学習・教育到達目標の達成を保証する評価方法として妥当であることをプログラム側から詳細に説明してもらい、それが納得できるかどうかで判断してください。上記の点から、出席点を入れることが妥当な場合には評価方法の一つとして認められます。

上記はJABEEウェブサイトのFAQに記載されていますが、趣旨が伝わっていないのであれば、研修等での周知を工夫します。



# 学習・教育到達目標の独自性について

#### 【質問】

研修資料「審査の手引き」のスライド25(項5.4)では、学習・教育到達目標には「独自性は求めない」とのこと。

しかし、Part2の「水準」については方向性が示される。従って必然的に独自性はなくなるのではないか?文章の書きぶりが変わるだけでは? そうならば、機械的に統一して取捨選択できるようにしてはどうか? 受審側も審査側も非常に明確に対応できるように思われます。

#### 【回答】

本研修会(8日)における水準の話は例示にすぎません。学習・教育到達目標で示される「水準」は各プログラム自身が考える表現で明示すべきものですので、独自性を縛っていくような考えは持っておりません。



# 根拠資料について

#### 【質問】

- ① 添付資料と補足資料、実地審査資料の番号付け方法
- ② 根拠・指摘事項での資料の引用方法(番号だけでよいか、Webページの引用、ページ番号等の明示)
- ③ 何次審査報告書まで根拠資料を引用しながら書くべきか以上を一度総括していただけるとたいへん助かります。

### 【回答】

- ① 審査チームが資料を点検・確認しやすい工夫が施されていることが重要であり、特に番号の付与方法は決まっていません。
- ② 委員会での審査結果の調整の場で理解できるように、資料番号のみでなく 資料の概略名称を記載していたくようお願いします。
- ③ ②に示しました理由から、引用資料の記載は最終審査報告書まで残すことが適切と考えます。



# 学習・教育到達目標の具体性について

#### 【質問】

「独自性」は求めていない、つまり「多様性は阻害しないが、求めるものではない」という事かと思いますが、「目標」が項目(a)~(i)を多少具体化してあるものの、ほとんどそのままという場合や、他プログラムの「目標」とうり二つの場合でも何ら問題ないということでしょうか?

#### 【回答】

教育プログラムが掲げている「技術者像」に整合していること、かつ、具体性や水準が含まれていれば、独自性の程度は問題ではありません(一方、「技術者像」に独自性があれば、学習・教育到達目標にはそれに基づく独自性が盛り込まれるはずです)。含まれた具体性や水準の妥当性については、教育プログラム自身が自己点検結果により何らかの主張をしているはずなので、審査チームはその妥当性をその分野または高等教育の専門家として判断してください。

なお、従前より注意喚起していますが、認定基準1にある知識・能力項目(a) ~(i)には水準が含まれていませんので、この文言の引き写しで学習・教育到達目標が定義されている場合には認定基準1の適合性に問題があります。



# 安全上の問題がある場合の指摘について

#### 【質問】

教室や実験室に安全上の問題がある場合は、基準2.5(1)において指摘することになるかと思いますが、それが授業や実験において学生の行動に原因がある場合、あるいは授業時間外の学生の行動において懸念が見られる場合にはどこかで指摘すべきでしょうか?たとえば、基準1(1)や3(4)、3(5)において指摘すべきでしょうか?

### 【回答】

教室・実験室の安全上の問題の要因が履修生の行動にある場合、その行動を正していない教育プログラムは適切な教育環境を履修生全員には提供できていないとみなすことができるため、認定基準2.5(2)で指摘するのが適切ではないかと思われます。

一方、履修生の行動が学習・教育到達目標達成から逸脱するものであるにも関わらず、達成していると教育プログラムが判定している場合には、認定基準3(4)で指摘することになると思われます。



# 録音・録画について

#### 【質問】

録音・録画は禁止とありますが、プログラム側の了解が得られれば写真撮影ができますか?

### 【回答】

「審査の手引き」の8章には下記のように記載されております。

「審査チームが撮影する場合は、認定基準に対する判定根拠として必要な最小限度の内容に限って、審査長の責任において撮影することが認められる。」

上記のようなケースでは、プログラム側の了解が得られれば撮影は認められます。それ以外の目的を含む場合の審査チームによる録音・録画は禁止されています。





# 質疑応答

2017/7/23

一般社団法人 日本技術者教育認定機構 (JABEE)

www.jabee.org



### シラバスの評価方法に関して

#### 【質問】

下記の場合の成績評価は、JABEEとして適正といえるのか?

- ① 学会で発表した場合、最終成績に10点を加算して評価する。 (110点満点で60点以上合格)
- ② レポート期日を過ぎて提出した場合は、60点を最高点とする。
- ③ 通常授業において、授業態度が悪い場合は、減点する。

#### 【回答】

①②③いずれも、当該科目において獲得すべき知識・能力の評価方法として合理的だとプログラム(または科目担当教員)が説明でき、審査員が妥当だと判断できる範囲内の場合には、審査結果に大きく影響しません。

認定・審査において留意すべきは、プログラムの学習・教育到達目標の達成のために当該科目に期待されている最低限度の知識・能力の獲得を適切に評価しているかどうか、なので、これらの加点要素・減点要素を踏まえて60点となるいずれの場合でも最低限度の知識・能力が獲得できている、とプログラムが(シラバスやその他で)合理的に説明しているか、が到達度評価において重要となります。



# 基準3(5)の判定について

#### 【質問】

基準1の「学習・教育到達目標が適切に設定され」ており(A判定)、基準2の「カリキュラム・シラバス・教育・評価が適切」である(A判定)場合でも、この基準3(5)がC判定やW判定になる場合があるのかを教えていただきたい。(基準3(5)がCやWなら、必ず基準1や基準2にCやWがあるということでしょうか?)

#### すなわち

基準1がA+基準2がA→基準3(5)がCならば基準3(5)を判定するための独自の(基準1 や基準2とは独立の)根拠資料があることになるように思います。基準3(5)を判定するための根拠資料とはどのようなものでしょうか?どのような資料をチェックするべきかをお教えいただけると審査しやすくなると思います。

#### 【回答】

プログラムの学習・教育到達目標の設定、実施および評価が適切であったとしても、 基準1(2)(a)~(i)で求める知識・能力の達成がプログラムが独自に定義する学習・教育 到達目標に分散して埋め込まれている場合に、(a)~(i)を単位として十分達成していると は言い切れない場合があると考えています。

審査の手がかりとしては、自己点検書表1から(a)~(i)が学習・教育到達目標にどの程度分散して含まれているか、自己点検書表2から、(a)~(i)の達成をどこでどのように評価しているか、の2点だと考えます。但し、自己点検書では、これらまたは他の根拠を用いて基準3(5)を満たしていることをプログラムは説明しているはずなので、まずはプログラムの説明に合理性があるかどうかをご検討ください。

© JABEE 2017



# 基準3(5)の必要性について

#### 【質問】

基準3の(5)の審査で基準1(2)の(a)から(i)の項目と学習・教育到達目標の関連を再び審査するのは、基準1の設計の部分と重複しないか。

#### 【回答】

完全に独立しているとは言い難いのはご指摘の通りですが、2012年度改定において、「(a)~(i)のすべての項目が、適切な水準で<u>達成されている</u>ことを求める」(共通資料p.5)ために追加されました。基準1は達成を求めていないため、基準3(5)として設定しています。

通常、プログラムは学習・教育到達目標に基づいて教育を実施し到達度点検をする一方で、JABEEの認定基準が求める(a)~(i)を単位とする知識・能力の定義、教育の実施、到達度評価を行っておりません。教育機関の独自性を重視するため、プログラムが独自に設定する学習・教育到達目標の定義・実施・評価に沿って認定基準が定められています。一方、4年以上の高等教育で構成される技術者教育のアウトカムとして、(a)~(i)の全項目が適切な水準で含まれていることをJABEEとして求めており、これをもとにJABEEが加盟する国際協定に対してJABEEの認定の妥当性を説明しています。このため、学習・教育到達目標の達成から(a)~(i)の達成をご説明いただいています。

© JABEE 2017

# 審査側とプログラム側の意見が 相違した場合の取り扱い



#### 【質問】

評価をめぐって審査側とプログラム側に意見の相違があった場合、現時点ではD判定以外はプログラム側の意見を分野別委員会で検討されることはないと思いますが、プログラム側の不満等を何らかの形で吸い上げる仕組みはないのでしょうか?

#### 【回答】

D判定については、分野別委員会関係者は特段の注意を払っているはずですが、必ず分野別委員会で審査される仕組みはありません。一方、A判定に対して分野別委員会が何もしない、という仕組みもありません。

現状の制度では、「プログラムの意見」を分野別委員会が直接閲覧する機会はなく、審査チームが提出する2次審査報告書に基づいて分野内調整・審査が行われます。このため、『十分な説明や根拠が示されない場合において、プログラム運営組織と審査側の見解の相違が実地審査終了時まで残った場合は、その相違の詳細について実地審査最終面談で説明して確認するとともに、プログラム点検書(実地審査最終面談時)、一次審査報告書(一斉審査方式の場合は「プログラム点検書(実地審査後)」、以下同様)及び二次審査報告書に詳細に記し、分野内および分野間での調整審議の材料を残すようにする。』(審査の手引き4.6(共通資料p.174))に基づく対応を審査チームにお願いいたします。もし、適切な記述がない場合、プログラム運営組織は「追加説明書」により事実誤認を審査チームに対して申し立てることができます。



## コース外からの編入条件について

#### 【質問】

同じ大学内でコース外からの編入について、どのような条件をJABEEは求めていますか?能力の同等性を確認するエビデンスにどのような想定をされていますか?試験は必須ですか?

### 【回答】

認定基準2.4(4)で求める、他のプログラムから当該プログラムへの学生の異動には、転科試験等の知識・能力を試験によって確認するものと、それまでの成績等による書類審査によるものがあると考えます。試験が必須とは断定していません。但し、何らかの規則に基づいて適切に実施されることが前提です。

認定基準2.4(4)は「履修生のプログラム間の異動が規則に従って適切に行われることを意図しており、規則の内容と運用の適切性が審査において重視される。」(認定基準の解説2.4(4)、共通資料p.84)と定められています。

途中年次からプログラムに編入する学生に対しても、所定の年限で学習・教育到達目標を達成できるはずの教育課程に対応可能な知識・能力を学生が有することを異動(編入)時にどのように確認しているのか、自己点検書の説明が根拠をもって合理的になされているかどうか、をまずご点検ください。



# 障がいのある学生の扱い

#### 【質問】

大学では、障がいのある学生について配慮しなければならないとされている。特に最近は、発達障がいなどで、コミュニケーションをとることが苦手な学生がいる可能性がある。しかし、JABEEの基準ではコミュニケーション能力、チームで仕事をする能力を求めているので、そういった学生には学習・教育到達目標の達成が望めない。1学科で1プログラムの場合ではそれは卒業できないことに相当する。一方で、配慮しなければならない、という法律からすると、それは問題ではないか。JABEEとしてはどのように考えているのかを伺っておきたい。

### 【回答】

学習・教育到達目標の評価「方法」については、合理的な配慮が可能な範囲において柔軟であるべきと考えますが、評価「水準」を低下させることは法令等で求められていない、と考えています。(次ページ参考情報)



### 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ) (文部科学省 H29.4)より

- 6. 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容
- (1)教育環境の調整
- 1 3つの方針(アドミッションポリシー, カリキュラムポリシー, ディプロマポリシー)やシラバス等の明確化・公開により, 教育の本質を可視化することで, 大学等の選択に必要な情報を入学希望者等に提供するとともに, 合理的配慮の提供において変更可能な点と変更できない点を明確にする。特に, シラバスに授業の目標, 内容, 評価方法を明記することは, 授業選択の手掛かりとなるばかりでなく, 障害のある学生が大学等からの支援が必要かどうかを事前に検討する上でも重要な情報となる。
- 2 授業においては、講義、演習等その形態を問わず、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるようにアクセシビリティを確保することが重要である。その際の手段として、例えば、言葉の聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために、必要な情報保障を行う、コミュニケーション上の支援を行うなどがあげられる。
- 3 教科書・教材,学術論文等研究活動に必要な資料は,障害のある学生が利用することを考慮してアクセシビリティを確保することが重要である。また,教員が作成する配布資料等も,障害のある学生が必要な準備をできるよう,アクセシビリティを確保し,事前に提供することが望ましい。これらのための手段として,点字や音声変換が可能なテキストデータで提供することがあげられる。
- 4 授業において、何らかの参加要件を設定する場合は、障害を理由に参加を妨げることがないような要件にすること、また、当該授業の受講に必要な能力要件や習得が求められる知識・技術等がある場合には、その具体的な内容を公開することなどが重要である。
- 5 学外実習や留学,海外研修等,学外の複数の機関が関与する場合には,支援の主体が不明確になりがちである。この際,受入れ機関においても一定の支援が必要になる(国内の機関であれば障害者差別解消法による合理的配慮の提供義務等が発生)と考えられるが,この調整が困難になる場合もあることが予想される。そのため,大学等は障害のある学生が不利のない環境で実習等を行うことができるよう十分な事前準備を行う必要がある。その際,学外実習であれば受入れ機関の利用者の権利利益を損なわないよう留意しつつ,実習等の目的・内容・機能の本質を満たす支援の在り方を検討するため,大学等はこれらの機関と密接に情報交換を行うことが重要である。
- 6 入試や単位認定等のための試験においては、障害のある学生の能力・適性、学修の成果等を適切に評価することを前提としつつ、障害の特性に応じて、試験時間の延長や別室受験、支援技術の利用等による情報保障、解答方法の変更等を行う。その際、支援の在り方について事前に検討できるよう、試験の形式や、評価基準について、シラバス等に明記する。
- 7 レポートや発表等, 試験以外の課題においても, その目的や評価基準を明確に示すことが望ましい。また, 目的を損なわないようにしながら, 障害のある学生の学修成果を適切に評価できるよう, 提出や発表の形式については柔軟に変更できるようにする。
- 8 成績評価においては、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や、合格基準を下げることなどは行わないよう留意する。
- 9 障害により教育課程の履修に時間を要すると考えられる場合は、当該学生と相談の上、その状況に応じた履修計画を策定するように努める。この際、障害のある学生の負担軽減の観点から、長期履修制度の活用も検討することが望ましい。



# 研修会資料に関連した質問

#### 【質問】

- ① 資料4-1、スライド10「他の第三者機関等で十分審査されていると判断される審査項目に関しては、その評価結果を利用する」の他の第三者機関とは例えばどのようなものか?
- ② スライド23、基準2.4(2)「共通教育等の後にプログラム履修生を決める場合」に関連して、このような場合、共通教育の部分もプログラムの中に取り込んで基準1などを説明してもよいのか?
- ③ 資料5-4、スライド5、同じような分野で学部と修士は一斉審査方式となるのか?

#### 【回答】

- ① 大学改革支援・学位授与機構や大学基準協会などの認証評価がプログラム単位で行われている場合、類似の審査項目について利用できると考えていますが、認証評価がプログラムより大きなまとまりでなされている場合には困難です。現在、認証評価機関とは審査結果の相互利用可能性について情報交換を行っています。これに関して、平成30年度の高専に対する認証評価では、専攻科の審査項目の一部に対してJABEE等の専門分野別認定の結果を利用できることになりました。
- ② 履修生の確定が入学直後でないだけで、共通教育等もプログラムの一部です。逆に、共通教育等を除外したもの(例えば3年生以降)でプログラムとはできません。
- ③ 現時点では、建築系学士修士課程の審査時に当該プログラムの学士課程部分、修士課程部分をまとめて行っているのみです。



# 中間審査について

#### 【質問】

中間審査を担当していますが、通常の審査と異なる点がありますか?

### 【回答】

通常の審査というのが新規審査あるいは認定継続審査ということであれば、 大きく以下のような違いがあります。

- ・審査項目が前回の審査で指定されています(前回審査でW又は[C]と判定 された点検項目)。
- ・実地審査は通常1泊2日で実施します(ただし、「書類審査」の場合は実地審査は行いません)。
- 点検大項目の記入条件が少し異なります。
- ・点検項目に定められた基準の項目はすべて審査しますが、前回審査で指摘された項目が改善されたかどうかに特に留意して審査します。
- ・審査チームは通常審査長と審査員の2名です。

具体的には下記の文書を参照願います。

- ・認定・審査の手順と方法:2.6.2、3.4.1、3.5
- 審査の手引き:4.14



# 二次審査報告書について

#### 【質問】

点検項目のそれぞれについて、根拠を示し、指摘があればそれを記述する必要があるか。

### 【回答】

- 二次審査報告書は一次審査報告書に対するプログラムからの回答(異議申立書あるいは改善報告書)を踏まえて、分野別審査委員会に提出する報告書として作成するものです。
  - 一次審査報告書と同様に、判定の根拠及び指摘事項を記述してください。



## 中間審査について

#### 【質問】

- ① 中間審査の自己点検書は前回審査のWと[C]だけの審査でよいとe-Learningではありましたが、講義資料と認定・審査用資料集には記述がありません。これでいいのか、確認させて下さい。
- ② e-Learningでは、プログラム側が一次審査報告書と間違える可能性もあるから注意 してくださいとありましたが、前回審査資料はプログラム側から送られてきていたと思 いますが、どうチェックしたらいいでしょうか。
- ③ 中間審査の点検項目は指摘事項だけでなく、小項目の全体について点検するように ということですか。例えば3(1)の達成度などでは、デザイン科目などで弱いと指摘され ているとしても全科目の点検をしないといけないのでしょうか。

#### 【回答】

- ① 「認定・審査の手順と方法」3.4.1(2)にて、『「弱点」とされた点検項目及びそれに関連して「懸念」とされた点検項目』と記述しています。
- ② 前回審査の最終審査報告書は審査チーム用のメンバーページにアップロードされますので、ご確認ください。
- ③ 自己点検書に、前回からの改善等が記載されているはずです。小項目単位で前回審査で特に問題がなく、かつ、中間審査までに大きな変更がなされていない場合には、重みをもって審査する必要性はそれほどないと考えます。



### シラバスについて

#### 【質問】

複数の学習・教育到達目標を有する科目のシラバスにおいて、評価が学習・教育到達目標毎に行うことが示されているのはMUSTでしょうか、それともWANTでしょうか。

### 【回答】

MUSTかWANTか、ではなく、自己点検書に示される説明が根拠(今回の場合はシラバスの記述)をもとに合理的になされているか、をご判断ください。

自己点検書表2では学習・教育到達目標毎の評価方法・評価基準が、表4では学習・教育到達目標毎の達成に必要な科目の流れが示されています。履修生が表4で示される流れに沿って履修すれば、各学習・教育到達目標の達成が確実になることを自己点検書等で合理的に説明があるはずです。その説明に対して、評価が学習・教育到達目標毎に行われている・いないことの影響をご判断ください。



## 改組にともなう変更について

#### 【質問】

本学では改組の予定があり、2学科が統合して1学科となります。

最も楽な案として、1つの学科の技術者像をほぼそのまま用いて、学習・教育到達目標もわずかな修正で乗り切ろうと考えています。その場合は、定員、教員団の変更だけで、現在のJABEE認定を継続していけると考えていますが、そのような理解で大丈夫でしょうか?

もちろん、カリキュラムは色々と変更の予定です。

### 【回答】

学内外の状況を踏まえて、教育機関が自らの判断で改組されることに対して、JABEEが支障になってはならないと考えています。このため、JABEEは「変更通知」とそれに基づく「変更時審査」を撤廃し、認定期間中のプログラムには年次報告(これをもとにした審査はない)を求めることにいたしました。

お考えのプログラム変更の場合、ほぼ変わらない学習・教育到達目標であっても、それを達成するための教育方法・環境や評価は大きく変わることが予想されるので、「最も楽」なのかどうかは判断できません。





# 質疑応答

2017/7/29

一般社団法人 日本技術者教育認定機構 (JABEE)

www.jabee.org



## 知識領域の学習教育到達目標

#### 【質問】

知識領域の教育のためにデザイン能力とチームで仕事をする能力の育成に関する審査を行っているが、知識領域の教育を学習教育到達目標として設定されていないケースが多い、この点を改善する気はないのか?

#### 【回答】

学習教育到達目標は、知識領域の教育の成果も含むものです。 この点について、学習教育到達目標などが不明確な場合は問題 点として指摘する必要があります。



### 市民性の軽視に対する改善は?

#### 【質問】

工学教育に関する市民性(Good Citizen)が将来的に重要になると考えているが、審査項目に含まれていても教育機関で軽視されているような気がする。このような点を審査上どのように改善していく予定か?

#### 【回答】

市民性に関する学習教育の成果についても、共通教育の審査なども含めて、状況を踏まえながら審査を通して改善を支援していく方針です。



### 異分野とのチームワークに関する教育

### 【質問】

チームで仕事をする能力の審査に関して、機械と情報などの分野の融合された実験を実施していても、受講学生が異分野の実験で大変だったと考えている場合は、多様性の重要性に気づいていないとして審査した方がよいか?

#### 【回答】

必ずしも教育内容そのものが異分野の融合されたものであることではなく、分野の異なるメンバーとのチームで仕事をすることに関する気づきを与えているかが、ポイントとなります。



## 過去の審査結果を参照したいが・・・

#### 【質問】

自己点検書は過去の認定状況を参考にして作成されていると考えられる。自己点検書に疑念がある場合,前回と何が違うのかの 疑問を解消するために過去の審査結果を何らかの手段で限定的 に審査員に示すことはできないか?

### 【回答】

自己点検書には、過去6年間の「審査結果」を添付することとなっていますので、それを参照してください。また、メンバーページの「審査チーム」の当該プログラムのページにも「前回審査結果」を掲載しています。



### JABEEウェブサイト

#### 【質問】

「審査チーム」のページでExcelファイル等をアップロードしたりメッセージを書き込めるようになっていますが、書き込んだメッセージ等は審査チームメンバーのみに送信されるという理解で正しいですね?受審校がJABEEメンバーページで書き込んだメッセージが審査長以外の審査員にも届いていますが、審査員が書き込んだメッセージが受審校に届くことがあると困りますので確認させてください。

#### 【回答】

審査長は審査チームメンバーと受審校を選択してメッセージやファイルを送ることができますが、審査長以外の審査員が書き込んだメッセージやファイルは受審校には届きません。



# 実質的な同等性について

#### 【質問】

カリキュラム改定の前後の「実質的な同等性」は、前後ともJABEE 認定基準を満たしていればOKか?それとも、改定後のカリキュラムが改定前のカリキュラムと同等でないとNGとして指摘すべきか?

### 【回答】

改訂の前後において認定基準を満たすことは必要ですが, 改訂の前後で厳密な同等性は求められていません。ただし, 改訂に伴ってどの入学年度の学生に対しても学習教育到達目標の達成が保証されていることへの配慮が必要となります。



# 基準3(5)について

### 【質問】

基準3(5)が存在する必要性がわかりません。

### 【回答】

プログラムの学習・教育到達目標の設定、実施および評価が適切であったとしても、基準1(2)(a)~(i)で求める知識・能力の達成がプログラムが独自に定義する学習・教育到達目標に分散して埋め込まれている場合に、(a)~(i)を単位として十分達成しているとは言い切れない場合があると考えています。

審査の手がかりとしては、自己点検書表1から(a)~(i)が学習・教育 到達目標にどの程度分散して含まれているか、自己点検書表2から 、(a)~(i)の達成をどこでどのように評価しているか、の2点だと考え ます。但し、自己点検書では、これらまたは他の根拠を用いて基準 3(5)を満たしていることをプログラムは説明しているはずなので、ま ずはプログラムの説明に合理性があるかどうかをご検討ください。



# オブザーバーの役割

#### 【質問】

オブザーバーが実地審査において審査長の要請によりエビデンスのチェックを分担して行うことはできるか? つまり、オブザーバーであるはずが、マンパワーの一部として使われる状況は適切なのか? オブザーバーの役割が不明確と思われます。

### 【回答】

審査員と同等の経験を積むことは必要ですので、プログラム側の関係者との直接的なやり取りに関わらない審査業務を担当することは可能です。詳しくは、「認定・審査の手順と方法」、「審査の手引き」、2.4項を参照してください。



## 水準を具体化した学習・教育到達目標の例

#### 【質問】

水準まで具体化した学習・教育到達目標の例を見たい。 つまり、短い文言で水準まで具体的に描くことは極めて難しい要 求ではないでしょうか?

### 【回答】

水準を反映した学習・教育到達目標の表現が求められますが, 学習・教育到達目標そのものに水準を十分に具体化して書き表 すことには難しい面があります。個々の授業科目の達成目標や 学習・教育の成果を確認することにより, 水準を見極めていただく 必要があります。



## 補足資料の要求について

#### 【質問】

補足資料の要求はe-mailかWebサイト経由のどちらが望ましいか? またこの要求時に具体例を示してよいのか?

#### 【回答】

自己点検書(実地審査前)をWebサイト通して送付することで要求することが原則です。どのような資料が必要かを分かりやすくするために具体例を示すことについては、プログラム側の独自性を阻害しないように十分にご配慮ください。



# チームとグループの区別

#### 【質問】

自己点検書内でチーム(基準i)とグループの区別が付けられていないと思われるとき、すぐに(i)をDとしてよいのか?あるいは補足で実地審査前に修正の方向に導いてよいのか?

### 【回答】

「チーム」の一つの形態が「グループ」であり、両者の区別に関連してD判定が付くようなケースは想定されないと思います。文言上の表現がどのようになっているかにこだわらず、基準の趣旨に沿った取り組みが行われているかどうかでご判断ください。

「グループ」が、他分野の人を含まないという意味の場合は、「基準の解説」の内容に沿って、必ずしも異分野のメンバーを含んだチームによる教育を実施していなくても、分野の異なるメンバーとのチームで仕事をすることの重要性に関する気づきを与えているかをポイントに判断してください。



# プログラムの同等性

#### 【質問】

プログラムの同等性が保たれない変更とはどのようなものか?カリキュラムの変更はしばしばあると思うが、例えば必修単位数や提供授業の変更があった場合、同等でなくても改めて変更後のプログラムを審査すればよいのではないか?

### 【回答】

変更の前後において認定基準を満たすことは必要ですが、変更の前後で厳密な同等性は求められていません。ただし、変更に伴ってどの入学年度の学生に対しても学習教育到達目標の達成が保証されていることへの配慮が必要となります。



### 出席点について

#### 【質問】

JABEEでは到達度のみで判断するのが基本なので、単位認定に際して出席点は加味してはいけないと認識していたが、本日の事例では問題ないとのことであった。評価基準に出席点を加味することの可否について確認いただきたい。

### 【回答】

出席点の扱いは、当該科目に掲げられている学習・教育到達目標の達成を保証する評価方法として妥当であることをプログラム側から詳細に説明してもらい、それが納得できるかどうかで判断してください。上記の点から、出席点を入れることが妥当な場合には評価方法の一つとして認められます。

上記はJABEEウェブサイトのFAQに記載されています。



# 継続審査辞退プログラムの傾向

### 【質問】

継続審査を辞退したプログラムの分野、大学の種類等に傾向があれば教えてください。

#### 【回答】

きちんとした統計を取っていませんが, 分野や教育機関の種類に 関わらず全般的に発生している問題と認識しています。



# 事前検討課題2.4(1)[例1]について

#### 【質問】

事前検討課題2.4(1)[例1]の問題のポイントで「多様な入試とアドミッションポリシーとの関連を明確に説明し切れるかは多くのプログラムにとって難しいところであり、現状の落とし所をどの程度にするかは思案のしどころである。」とあります。思案のしどころについて具体的にヒント等手ほどき頂けますと幸いです。

#### 【回答】

入試の方式や形態については、様々な要素の判断に基づいて行われるものであり、やや柔軟に考える必要があると思われます。この点検項目以外に関わる問題ですが、入学時の学生の知識・能力を考慮したカリキュラムが提供されて、学習・教育到達目標の達成につながるようになっていることが重要です。



# オブザーバー、プログラムの指導、独自性等

#### 【質問】

- ①オブザーバーはプログラム側との面談時にメモを取ることは可能か?
- ② 審査側は指導しないということであったが、プログラム側の理解が得られないときにヒントを与える等は可能か?
- ③ 独自性は必ずしも必要ではなく、評価の対象ではないと判断したが、プログラムが画一化されることの懸念はないか?

### 【回答】

- ① 個人としてのメモを取ることは構いませんが、審査全般に守秘義務があることを認識してください。
- ② ヒントの種類にもよりますが、教育の内容ややり方の押し付けにつながるようなことは避けてください。
- ③しかるべき根拠に基づいてプログラムが主体的に判断することが求められていますので、画一化はされないはずで、結果として独自性が出てくるはずです。



# 大項目の判定例

#### 【質問】

点検大項目の判定が上位になった例がよくわかりません。詳しく説明してください。

### 【回答】

検討課題の例では、基準3に関連して点検大項目が原則よりも良くなるケースの例を提示しています。基準3では、「学習・教育目標の達成」が最終的なものであり、その途中段階にあたる他教育機関での取得単位のチェックが不完全であっても、学習・教育到達目標の最終的なチェックが適切であれば、問題点が補完されるというケースはありえるのではないかという、少々無理に作った事例です。



# 学生の主体的な学習を促すについて

### 【質問】

宿題を出して学習することは主体的と判断してよいのか?主体的であるかどうかはどのように判断できるのか?

#### 【回答】

学生が自ら手を動かして学習するという点では主体的といえますが、 宿題は学生自らの動機で行っているものではないので主体的かどうか疑問があるのも確かにそうかもしれません。 宿題から派生して主体的な学習につながる可能性もあるかもしれません。

主体的であることが一番望ましいですが、「十分な自己学習時間を確保する」という観点から効果があるかどうかでご判断ください。



## コース配属の方法の変更

#### 【質問】

今回中間審査を行うプログラムで、前回審査後に新入生を1学科として受け入れて4年次から従来の学科に相当するコースに分かれてJABEEコースに配属されるように組織変更がなされています。学生の受け入れ、JABEEコースへの配属については従来と同等と考えて(中間審査項目となっていない)前回審査のWと[C]の項目のみについて審査すればよいと考えますが、いかがでしょうか?

### 【回答】

判定が求められているのは、中間審査の審査項目のみです。それ以外の事項(この事例の場合はJABEEコース配属)に関して問題点がある場合は、付記事項で指摘してください。